第８号様式（第10条、第13条関係）
（第１片）

（表）

公共的建築物整備項目対応表

（中規模共同住宅用）

１　建築物の用途		２　延床面積	㎡

□建築物およびその敷地内に多数の者が使用する車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、利用居室等を設ける場合は、移動等円滑化経路等のチェックシートである、第4号様式（第2片(裏)および第3片）を添付すること。

１　多数の者が利用するもの（特定経路等を除く。）

整備項目 ・対象となる整備項目の□に☑等を記入	チェック 重点整備	チェック 整備	整備内容 ・チェック欄には、整備ができるものは「○」、できないものは「×」、整備対象がない場合は「／」を記入。 ・整備内容欄の※は、備考を参照。また、緩和措置欄の数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照。	緩和措置
□ ２ 出入口 特定経路等以外の多数の者が利用する出入口	—		1 屋外へ通ずる出入口の戸にガラスを設ける場合、衝突防止の措置	
	—		2 屋外へ通ずる出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通行可能な構造とし、その前後に高低差なし	
	—	—	3 上記1、2に掲げる屋外へ通ずる出入口の1以上は、つぎに掲げるもの	
	—		① 幅≧85cm （開放時有効）	
	—		② ひさしまたは屋根を設置	
□ ４ 階段 建築物内の階段	—		1 踊り場に手すりを設置	
	—		2 段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設	1
	—		3 手すり子形式とする場合は、立ち上がり≧2cm	
	—		4 段鼻に滑り止めを設置	
	—		5 幅員が300cmを超える場合は、中央部に手すりを設置	
	—		6 けあげおよび踏面の寸法をそれぞれ一定	
	—	—	7 階段のうち1以上は、つぎに掲げるもの	
		—	① 踊り場を含めて、両側に手すりを設置	
		—	② けあげ≦18cm、踏面≧26cm	
		—	③ 幅≧120cm（手すりの幅≦10cmを限度として、ないものとみなす）	
□ ５ 傾斜路 特定経路等以外の屋内の傾斜路	—		1 手すりを設置（勾配≦1/12または高さ≦16cmの傾斜がある部分に限る）	
	—		2 高さ＞75cmの場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅≧150cmの平たんな踊り場を設置	
	—		3 廊下等と交差する傾斜路の始点または終点には、平たんな部分を確保	
	—		4 勾配≦1/12	
	—		5 階段に代わるものの場合は幅≧120cm、階段に併設の場合は幅≧90cm	
	—		6 両側に側壁または高さ≧5cmの立ち上がりを設置	
□ ６ エレベーターおよびその乗降ロビー エレベーターが複数基ある場合、2基目以降	—		1 乗降ロビーは高低差なく、幅≧150cmおよび奥行き≧150cm	
	—		2 エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降ロビーに転落防止策を講ずること。	
	—		3 籠内に、停止予定階および現在位置の表示装置を設置	
	—		4 籠の到着階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置	
	—		5 乗降ロビーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置	
	—		6 籠内または乗降ロビーに、籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置	
	—		7 籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置	
□ ７ 特殊な構造または使用形態の昇降機 特定経路等以外の段差解消機やエスカレーター等	—		1 平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの	
	—	—	2 エレベーターにあっては、つぎに掲げるもの	
	—		① 車椅子使用者が利用できる構造	
	—		② 鍵の使用が必要な場合は、呼出しボタン等を設置	
	—		3 エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1に規定するもの	
□ ８ 便所 居住者等の多数の者が利用する共用便所	—	—	1 便所を設ける場合には、つぎに掲げるもの	
	—		① 出入口および床面に段差を設けないこと	
	—		② 便房の設備は、JIS S 0026に基づき整備すること	
	—		③ 便房に棚またはフックを設置	
	—		④ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設置	
	—	—	2 上記1に掲げるもののほか、便所のうち1以上（男女別の場合はそれぞれ1以上）は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房(※2)を1以上（床面積1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物は令和6年国土交通省告示第1074号第5第4号に規定する数以上）設置	
	—		ア 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置	
	—		イ 出入口に、当該車椅子使用者用便房の設備および機能の表示	
	—		ウ ペーパーホルダーを便器の両側に設置	
	—		② 床置式（壁掛式は、受け口の高さ≦35cm））の小便器を設ける場合は、1以上は手すりを設置	

（裏）

整備項目	チェック 重点整備	チェック 整備	整備内容	緩和措置
□ 10 敷地内の通路 特定経路等以外の多数の者が利用する敷地内通路	—	—	1 段がある部分は、つぎに掲げるもの	
	—		① 上下端には、点状ブロック(※1)等を敷設（点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、代替措置）	
	—		② 段の両側に立ち上がり≧2cm（通行の支障となる場合は、この限りでない）	
	—	—	2 傾斜路は、つぎに掲げるもの	
	—		① 手すりを設置	
	—		② 高さ＞75cmの場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅≧150cmの踊り場を設置	
	—		③ 両側に側壁または高さ≧5cmの立ち上がりを設置	
	—		④ 他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、平たんな部分を確保	
	—		⑤ 勾配≦1/12、高さ≦16cmの場合は勾配≦1/8	
	—		⑥ 幅≧135cm、段に併設する場合は幅≧90cm	
	—		3 幅≧135cm	
	—		4 歩行者と車の動線を分離	
□ 11 駐車場 多数の者が利用する駐車場	—	—	1 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるもの	
	—		① 幅≧490cm（車体の駐車スペースは幅≧210cm、その両側の乗降用スペースは幅≧140cm）	
	—		② 車椅子使用者用駐車施設から特定経路等を構成する屋外への出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—		2 車椅子使用者用駐車施設または付近に、利用居室等までの経路についての誘導表示を設置	
	—		3 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にその旨を表示し、乗降用スペースの床面に斜線を表示	
	—		4 特定経路等を構成する車椅子使用者用駐車施設から屋外への出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること	
	—		5 車椅子使用者用駐車施設および上記4に規定する通路に屋根またはひさしを設置	
	—		6 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設の設置が分かる標識を設置（進入口から容易に視認できる場合を除く）	
	—		7 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設置（進入口から容易に視認できる場合を除く）	
	—		8 高齢者、妊産婦等が、円滑に駐車および乗降できる駐車施設（幅≧270cm、奥行き≧540cm）を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示	
□ 15 公共的通路 総合設計による公開空地や、地区計画による歩行者通路等多数の者が自由に通行することができる通路	—	—	1 建築物外部の公共的通路の1以上は、つぎに掲げる構造のもの	
		—	① 通路の幅≧200cm、通行に支障のない高さ空間を確保	
		—	② 通路面の段差の禁止	2
		—	③ 床面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
		—	④ 敷地外の道路または公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設	3
	—	—	⑤ 階段を設ける場合は、つぎの基準に定める構造	
		—	ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設置	
		—	イ 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		—	ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	
		—	エ 段がある部分の上下端に近接する部分および踊り場(直進≦250cmを除く)の部分には、点状ブロック等（※1)を敷設	
		—	オ 主たる階段は、回り階段でないこと（回り階段以外を確保することが困難であるときは、この限りでない）	
		—	カ けあげ≦18cm、踏面≧26cm	
		—	キ 階段の幅120cm以上（手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす）	
	—	—	2 建築物内部の公共的通路は、つぎ掲げる構造のもの	
		—	① 幅≧200cm、天井高さ≧250cm	
		—	② 段差の禁止	4
		—	③ 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
		—	④ 道路または建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設	
	—	—	⑤ 階段を設ける場合は、つぎの基準に定める構造	
		—	ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設置	
		—	イ 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
		—	ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	
		—	エ 段がある部分の上下端に近接する部分および踊り場(直進≦250cmを除く)の部分には、点状ブロック等（※1)を敷設	
		—	オ 主たる階段は、回り階段でないこと。	
		—	カ けあげ≦18cm、踏面≧26cm	
		—	キ 階段の幅≧120cm（手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす）	

第８号様式（第10条、第13条関係）
（第２片）

（表）

公共的建築物整備項目対応表

整備項目	チェック 重点整備	チェック 整備	整備内容	緩和措置
□ 16 洗面所 便所、脱衣室等共用部分にある洗面台	—		1 洗面所を設ける場合には、床面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
	—	—	2 上記1に掲げるもののほか、つぎに掲げる洗面器を1以上設置	
	—		① 洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保	
	—		② 洗面器の上端の高さ≦75cm	
	—		③ 下部にひざが入る空間を確保	
	—		④ 鏡下端≦洗面器上端から20cm	
	—		⑤ 排水トラップは、Pトラップ	
	—		⑥ 水栓金具は、光感知式等の自動式またはレバー式等容易に操作できるもの	
	—		⑦ 蛇口は、水が跳ねない仕様	
	—		3 上記2の洗面器以外の1以上の洗面器に手すりを設置	
	—		4 棚、フック等を設置	
□ 17 屋上またはバルコニー 居住者等の共用のテラス、バルコニー等	—		1 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
	—		2 段差が生じる場合は、車椅子が円滑に通行可能な措置	
	—		3 車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保	
	—		4 高さ≧110cmの転落防止用の手すりを設置	
□ 18 緊急時の設備等 自動火災報知機等	—		1 警報装置は、光および音声によって非常事態の発生を告げる装置	
	—		2 避難経路上には、段差を設けないこと（階から階に至る階段については、この限りでない）	
	—		3 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設置	
□ 19 手すり 階段、スロープ等の手すり	—		1 75cm≦階段および廊下等の手すりの取付け高さ≦85cm（乳幼児利用のものを除く）	
	—		2 60cm≦階段および廊下等の2段手すりの取付け高さ（下段）≦65cmならびに 75cm≦階段および廊下等の2段手すりの取付け高さ（上段）≦85cm（乳幼児利用のものは除く）	
	—		3 2段手すりの下段は、上段手すりの半径長さの分だけ、上段より壁から離して設置	
	—		4 形状は、円形または楕円形とし、握りやすいもの	
	—		5 手すりと壁との空き≧4cm、手すりの下側で支持	
	—		6 手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げること。	
	—		7 階段および傾斜路の手すり端部の水平部長さ≧45cm	
	—		8 階段の昇降以前の水平部分に、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示	

２ 特定経路等に追加される整備内容

整備項目	チェック 重点整備	チェック 整備	整備内容 ・特定経路等について、配置図、平面図等に明示すること。	緩和措置
□ 1 特定経路等	—		1 特定経路等上には、階段または段を設けない（傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない）	
		—	2 階から階に至る特定経路上には、階段または段を設けない（傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない）	
□ 1－2 出入口 特定経路等で建築物内に設ける出入口	—		1 戸にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置	
	—		2 出入口の幅（開放時有効）≧85cm（直接地上へ通ずる出入口、EV籠および昇降路の出入口を除く）	
	—	—	3 屋外へ通ずる出入口は、つぎに掲げるもの	
	—		① 幅≧100cm（開放時有効）	
	—		② ひさしまたは屋根を設置	
□ 1－5 傾斜路 経路等内の屋内傾斜路	—		1 両側に連続した手すりを設置	
	—		2 手すりを設置	
	—		3 勾配≦1/12（高さ≦16cmのものに限る）	
□ 1－6 エレベーターおよびその乗降ロビー 特定経路等として設けられたｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	—		1 籠の奥行き≧135cm（車椅子で利用できる機種である場合は、この限りでない）	
	—		2 籠の幅≧140cm（車椅子で利用できる機種である場合は、この限りでない）	
	—		3 車椅子の転回に支障のない構造（車椅子で利用できる機種を採用するときは、この限りでない）	
	—		4 乗降ロビーは、高低差なく、幅および奥行き≧150cm×150cm	
	—		5 エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降ロビーに転落防止策を講ずること	
	—		6 籠内および乗降ロビーの制御装置(※2)が、点字等(※3)視覚障害者が円滑に操作可能な構造	
	—		7 籠の到着階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置	
	—		8 籠内または乗降ロビーに、籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置	
□ 1－10 敷地内の通路 特定経路等として特に整備を求められる建築物外の通路	—		1 幅≧135cm	
	—		2 歩行者と車の動線を分離	
		—	3 延長≦50mごとに車椅子の転回に支障がない場所の設置	
	—	—	4 傾斜路は、つぎに掲げるもの	
	—		① 幅≧135cmとし、段に併設する場合は、有効幅≧90cm	
	—		② 勾配≦1/20	5
	—		③ 手すりを設置	
		—	④ 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止することができる平たんな部分を設置	

備考

※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

※2 車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る。

※3 ①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字および①または②に類するもの

緩和措置

1 踊り場が直進≦250㎝の場合は適用外

2 「エレベーターおよびその乗降ロビー」もしくは「特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機またはつぎに掲げる傾斜路を設けている場合および地形状やむを得ない場合を除く。
①手すりを設置、②前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能、③幅は、段に代わるもの≧140㎝、段に併設するもの≧90㎝、④勾配＜1/20、⑤高さ＞75㎝のものは、高さ75㎝以内ごとに踏幅≧150㎝の踊り場を設置、⑥両側に側壁または立ち上がりを設置、⑦傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分の設置

3 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合は、当該歩道状空地への視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

4 「エレベーターおよびその乗降ロビー」もしくは「特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機またはつぎに掲げる傾斜路を設けている場合および地形状やむを得ない場合を除く。
①手すりを設置、②前後の通路との色の明度、色相または彩度の大きいことでその存在を容易に識別可能、③点状ブロック等の適切な配置、④幅は、段に代わるもの≧140㎝、段に併設するもの≧90㎝、⑤勾配＜1/12、⑥高さ＞75㎝のものは、高さ75㎝以内ごとに踏幅≧150㎝の踊り場を設置、⑦両側に側壁または立ち上がりを設置、⑧傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分の設置

5 ①高さ≦16㎝にあっては、勾配≦1/8、②高さ≦75㎝または敷地の状況等によりやむを得ない場合は、勾配≦1/12

◆整備の適合状況◆

重点整備内容合計	0	適合割合	%
重点整備内容対象数	0	適合状況	

整備内容合計	0	適合割合	%
整備内容対象数	0	適合状況	

$$\text{適合割合（\%）} = \frac{\text{整備を行う重点整備内容（整備内容）の合計【〇の数】}}{\text{重点整備内容（整備内容）の対象の合計【〇×の数】}} \times 100\%$$

※「／」および「—」は数には含めない。

・適合状況には、適合割合に応じ、80%を超える場合「★★★」、20%を超え80%以下なら「★★」、0%を超え20%以下なら「★」の3段階で表示する。

なお、対象となる整備内容があるにも関わらず、整備内容合計が0の場合は「整備なし」と表示する。